

## 第7回安中市行政改革審議会補助金等検討部会会議録（概要）

【日 時】平成24年1月17日（火）午前9時30分～12時

【場 所】安中市役所 第2相談室

【出席部会員】5名

【欠席部会員】なし

【事務局】3名（企画課長（途中参加）、行政管理係長、担当職員1名）

【財政局】次年度予算案査定中のため欠席

【配付資料】

- 1 安中市団体等への補助金等見直し基準（部会長案）
- 2 補助金等実績報告書（前回会議資料3のNo.105）
- 3 補助金等実績報告書（前回会議資料3のNo.113）
- 4 前回会議録

【概 要】

1 開 会 司会進行：企画課長

2 挨拶 部会長

・配付資料確認

3 協議事項 議長：部会長

（1）補助金等の見直しについて

資料1

①見直し基準について

説明：事務局

- 資料1については、前回までの会議内容を踏まえ、部会長から示された案を基に事務局が一部加筆修正及び体裁整理を行ったものである。
- 資料2及び資料3については、前回会議時に要請のあった2つの補助金についての実績報告書の写しである。

協議結果

<見直し基準について>

- 「2」の見出しを「補助対象事業の要件」とし、本文を「補助対象事業は、公益性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合いが高いことを求められる。」とする。
- 「3」の見出しを「見直し対象の補助金の範囲及び性質」とする。
- 「3」の（1）を「公益性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合いが高いという性質を満たしていない補助金」とする。
- 「3」の（3）の3項を、「支出額に対する補助金額が5万円以下の場合」とする。
- 「3」の（3）の4項を、「支出額に対する補助金額の割合が5%以下の場合」とする。
- 「3」の（4）の1項を、「補助金はその団体の収入の多くを占めている（75%以上）」とする。

場合」とする。

- 「3」の(4)の2項を、「補助対象経費のうち研修費・人件費・会議費の割合が高い(80%以上)場合」とする。
- 「3」の(5)として、「団体の運営費を補助対象としている場合」を加える。
- 団体の構成員についての基準は盛り込まないこととする。
- 会議後、改めて各委員からの意見を募集し、体裁整理した上で答申案とする。

#### 質疑・意見

##### ー 資料1について ー

- 「3 見直し対象の補助金等」の(3)の3つめの中黒について、「決算支出額に占める研修費・人件費・会議費の割合が5%以下」というのはどのような意味なのか。
- 「補助金額の5%以下」とか「補助金額が5万円以下」というのであれば問題ないのだが、主語が「研修費・人件費・会議費の割合が」となると意図から外れてしまうのではないか。
- 「3」の「(4) 団体の収入に占める割合が高い補助金」の2番目の中黒に「決算支出額に占める研修費・人件費・会議費の割合が高く」という表記があるので、それと混同されているのではないか。(4)の場合は、補助対象経費としての研修費・人件費・会議費はあまり望ましくないことを謳っているはずだ。それを(3)の自立可能な団体への補助金の項目に持ってくると、ちぐはぐになってしまう。要は、補助率が5%以下や補助額が5万円以下のものについては見直し対象になりますよ、ということが示したいのであるから、資料にある「に占める～会議費の」までは削除して良いかと思う。
- 補助金は収入だが、決算は支出であり、「決算支出額に占める補助金」という言い方に問題はないか。
- 通常補助金というのは、支出額に対して見るのが一般的だ。団体とすれば補助金以外の収入もあるだろうが、それは除外して考える。補助金を出すからには「補助対象事業」があり、それにいくらの経費がかかり、その経費のどの程度を補助するかを審査することになるからだ。団体の収入全体から見た補助額の割合となると、全く視点が異なる。ただし、これからの1つのアプローチとして、そのような視点・考え方も出てくるかもしれない。
- 「5%以下、」の続きで「5万円以下」となっているが、(3)の文章の流れからすると、「5万円以下」の項目を別立てしたほうが見やすく、分かりやすくなるのではないか。
- 順番的には「補助金額5万円以下の場合」を先に持ってくるほうが良い。5万円以下というのは一目で分かる数字で、まずそこから見て、さらに5万円を超えていても決算支出額に対する補助額の割合が5%以下のものを加える、という手順が明確になるからだ。
- では(3)の3番目の中黒として「補助金額が5万円以下の場合」を加え、4番目の中黒として「決算支出額に対する補助金額が5%以下の場合」とする。
- (4)については、収入に占める割合という内容で謳っているが、(3)は支出に占める割合となっている。(3)にある5%以下という表記と対になるほうが良い気がするが、要は「市からの補助が多すぎるのではないか」という観点から説明させるための項目だ。収入に対して見るのが良いのか、(3)に合わせて支出額に対

- しての比率で見るとほうが良いのか。また、(4)の最初の中黒で「かつその団体の支出の内容が団体補助(団体の存続のための補助)の性格を強く有している場合」と続いているが、その部分が文章全体の内容を複雑にしているのではないだろうか。
- 「1」でいう「団体等への補助金等」とは、形式的な意味合いで単に団体へ出されている補助金等を指す。それに対し、(4)の「団体補助」とは、いわゆる団体運営費を意図している。
  - 意味合いとしては、結果的に団体を存続させる要素に補助金が使われている場合、ということになるのだけれど。
  - 「収入決算額」となっているが、見直し対象を選定する基準なのだから、収入に対して見るのであれば決算であれ予算であれ、どちらも考えなくてはならないと思う。
  - 前回の会議で、予算だと費目の枠を自由に作れるので、ごまかしのきかない決算で見るべきだという話があり、それを受けて敢えて収入決算額という文言を使ったのではないか。
  - 見直し対象に上げるということでは、「予算・決算どちらかに引っかかった場合は」という考え方も良いかもしれない。
  - 「決算」という文言は入れずに、単に「収入額」とするか。そうすれば予算・決算のいずれにも使える文章となる。とすれば、(3)についても、単に「支出額」という表記になる。
  - (4)の「かつその団体の～有している場合」の部分はどうか。削除したほうが良いか。
  - 「かつ」としてしまうと、「前半の収入額の75%以上を占める場合」に該当し、さらに団体運営費の性格を強く有している場合、となってしまう、却って見直し対象を限定させてしまうことにならないか。
  - 市として表向き「団体を存続させるための補助」を認めていないのであれば、「かつその団体の～有している場合」の部分は削除し、(4)の最初の中黒については、「補助金はその団体の収入額の多くを占める場合(75%以上)」としたい。
  - (4)の2番目については、「研修費・人件費・会議費の割合が高い」ことを言いたいのか、あるいは続く「補助金に多くを依存している場合」のことを言いたいのか。
  - その部分については、研修費・人件費・会議費を補助金に頼らずに賄っている団体もあれば、逆に補助金でそれらを賄っている団体もあるので、団体全体の支出の中で研修費・人件費・会議費が80%以上を占め、それらの多くを補助金で賄っている場合のことを想定している。
  - 「多く」とはどのくらいか、線引きがなされていない。
  - 今回この基準に沿って見直し対象の補助金を取り出す作業をしていくので、あまり曖昧な表現にして事務局が他課や市民に説明が困難になるようでは好ましくない。
  - どこかに運営費補助は見直し対象にする、という内容の文言を入れておかなければならない。(4)の最初に「団体の存続のための補助」という文言を入れてあるのだが、見直し基準にも明確に「団体運営費補助」という文言を入れておくほうが良いのではないかと感じている。
  - 基準の「1」に、「ただし事業費補助は除く」という文言を入れるのはいかがか。
  - 事業費補助であっても、基準「2」の要件に当てはまらない事業であれば補助対象事業とは認められないこととなる。当初から一律に事業費補助を除くことは出来な

い。

- 現状の安中市では、事業費と運営費を分けて考えてはいないため、指針や基準で事業費と運営費を分けるような内容には出来ないのではないかと。
- タイトルについて1つ案なのだが、「1」は「見直し対象の補助金の定義」とし、「3」は「見直し対象の補助金の範囲及び性質」としてみてはいかがかと。
- では、「1 見直し対象の補助金の定義」及び「3 見直し対象の補助金の範囲及び性質」とそれぞれのタイトルを修正したい。
- 運営費についてどう謳うか。
- 申請者側にも、最初から仕分けをして申請させるようにしていく必要がある。職員が仕分けの作業をすれば、そこにもコストがかかるし、そのコストは税金だ。
- 何が事業費で何が運営費となるのかの基準は、あらかじめ市がきちんと合理的な説明をし、示さなければならない。
- 「3」の（1）は、事務局側で表記が重複しないように「2」に掲げる性質を満たしていない」という表記にしていたが、敢えて「2」の内容である「公益性、必要性・・・協働の度合いが高い」を記述したほうがわかりやすい。
- 基準の「2」は指針で示した内容を引用している部分なので、「3」の（1）に持ってくる際は、基準としての表現を工夫したほうが良い。
- 引っかかっているのは、基準「2」で述べているのが、補助金を受けている団体の事業についてとなっていることだ。「補助対象事業」とはしていない。
- 行政が口出しできるのは、補助対象事業に対してだけで、それ以外の事業は自由にやらしてもらって構わないはずだ。また、指針では「団体の活動」という表記になっている。
- 指針と基準で文言が異なるのは好ましくない。「事業」というと、かなり限定的な意味に取れるし、「事業費補助」の基準と取られても困る。基準も指針に合わせ「活動」に直したほうが良い。
- 基準「2」のタイトルについて、「補助金等申請（被交付団体）」ではなく、「補助対象事業」としたほうがよりわかりやすいかもしれない。タイトル、本文ともにそのように直すというのはどうか。
- はっきりと「補助対象事業」とした場合、実質的に事業費補助となっていない補助についてどのようにカバーするか。
- 現状だと団体の性質に対しての記述になってしまっているが、団体の性質を問うのではなく、対象となる活動の要件となるのではないかと。活動とは何かというと、団体の運営そのものもあれば、個別の事業もある。
- 単に、「申請（被交付団体）団体の要件」としても良いのではないかと。
- 団体の要件とはしないほうが良いと思う。補助を受けようとする事業について審査することになるからだ。その事業が運営費的なものであれば団体全体についての審査に必然的になってくる。
- では、先ほど出た「補助対象事業の要件」とし、ここでは事業費や運営費についての記述はせず、補助対象となるものの要件を指針に沿って列挙することで絞る、ということになるか。併せて、指針についても、後ほどもう1度見直してみたい。
- （4）の2番目の中黒についてはどうするか。
- 補助金に多くを依存とあるが、どの程度であれば「依存している」という判定になるのか。基準に沿って職員が作業をするので、出来るだけ分かりやすくするべきで

はないか。あるいは、「補助対象経費の中の研修費・人件費・会議費が80%を占める場合」とすれば良いのではないか。

- 要は補助対象経費のことを言っているはずだ。
- では、(4)の2項については、「補助対象経費のうち研修費・人件費・会議費の割合が高い(80%以上)場合」としたい。
- 運営費補助についてどう記述をするか。指針では運営費補助については近い将来廃止すると謳っている。
- 敢えて別立てで「運営のための補助金」と入れてみてはいかがか。
- 研修費・人件費・会議費の3つで運営費と定義することは出来ないので、基準に入れるとしたら別項目にしたほうが良い。基準に入れること自体は賛成だ。(3)と(4)は外形要件についての基準であって、性質的なものではない。外形要件の基準はクリアしていても、運営費としての性質が強いものについては見直し対象になる、という意味合いを持たせることにも繋がるからだ。
- (3)、(4)ときているので、(5)として出せば良いのではないか。
- 順番としては最後で良いか。(1)で性質について若干触れているので、(2)として運営費の項目を持ってくるほうが良いか。
- (2)に持っていくと、却って運営費だけを見るような、対象を絞ってしまうような印象を受ける。
- それならば(5)として入れることとしたい。文言については後できちんと考えるが、団体の運営費を補助している場合という内容で作りたい。
- 最後に構成メンバーの要件や事業費補助についての明記の必要性について考えたい。
- 構成メンバーが安中市民でなくても、その団体の事業が安中市民に還元されているか、公益性～協働の度合いが高いことを満たしているか、そこで判断されると思う。
- 構成メンバーについての基準は入れるのは難しいのではないか。どちらかというところ、見直し基準というよりは、申請団体の要件という内容だ。
- 現実的には、安中市民以外の構成員が多数を占め安中市内に活動拠点がない団体が、安中市に補助申請をしてくるとは考えにくい。構成メンバーについての基準は入れないこととする。
- 見直し基準については、本日いただいた意見や出た結論をまとめた上で、後日委員の皆さんにお示ししたい。以上で見直し基準についての議論を区切りとしたい。

## ②その他

- 1週間後の24日に行革審を予定している。最初の議題としては、行政評価の外部評価と最終評価結果の報告を予定している。
- 行政評価についての議題が終わった後、当部会で議論してきた内容を報告し、答申案を行革審で決議してもらうことになる。
- 答申案の内容は「交付指針」と「見直し基準」となるが、本日までの部会で議論してきた、行革審までにはまとめられるのではないかと考えている。
- 部会の委員からの追加意見等あれば、20日(金)までに出していただく。
- 行革審で答申案が議決されれば、それを行革審からの答申として市長に提出いただくこととなる。答申提出の日程については、別途調整させていただく。
- 見直しの行程表については、実務的なことなので、市の執行部がどう運用するか

もよるところとなる。

- 第三者委員会に審査する際は、必ず審査を依頼する補助金についての市の案を出すことが必要となる。

(2) 今後の予定について 議長：部会長

説明：事務局

- この補助金等部会は、今回の会議で一旦締めることとし、行革審で再度部会を開くよう結論が出た場合は、その時に検討する。

(3) その他

特になし

4 その他

5 閉会